

小千谷市自主スポーツ団体登録制度

(1) 小千谷市自主スポーツ団体登録制度の意義

生涯を通じて、健康で明るく活力に満ちた人生を生きることは、だれもが永遠に求める最大の願望であります。余暇時間の増大や超高齢社会の進展に伴い、市民の健康に対する関心が高まっています。

幅広く多くの方々より体育施設を有効かつ積極的に利用していただき、市民の健康・体力づくりの維持・増進につとめる必要があります。

そこで自主スポーツ団体の登録制度を設置し、体育施設の低額料金使用を認めてスポーツの普及振興を図るものであります。

(2) 登録に期待するもの

① スポーツ団体の育成

現在活動している団体の育成を図ることができる。

② スポーツグループの結成

複数名で集まってスポーツをすることで、一人でするよりも楽しく継続して行うことができるため、スポーツグループの結成が期待できる。

③ スポーツの日常化

多くの会員で使用料を負担することで、個人負担が軽減される。このことにより、日常生活の中でスポーツを行うことが期待できる。

④ スポーツ団体の交流

数多くのスポーツ団体が結成されることにより、各団体の交流が期待される。

⑤ 各種スポーツ大会に参加

市主催の各種スポーツ大会等に参加が期待される。

⑥ スポーツリーダーの養成

各団体のなかにリーダー的に指導する者があらわれることが期待できる。

(3) 登録基準

① 市内に在住または勤務している者で、10人以上で構成している団体（学生は除く）。

② 責任者が明確な団体。

③ 営利を目的としない団体。

④ 活動目的・計画をもって、年間を通じて定期的に活動している団体。

⑤ スポーツ・レクリエーション活動を行う団体。

⑥ 職場・企業スポーツ団体は除く。

⑦ 小千谷市自主スポーツ団体連絡協議会に加入すること。

(※協議会費として1団体につき年1,000円をお預かりします。)

⑧ 定期的に（平均月1回以上）体育施設を使用する団体については、公共施設予約システムの利用者登録を行うこと。

(4) 会議等

施設の適正利用・有効利用を図るため、必要により調整会議を開催し、調整する。

(5) 登録認定の取り消しについて

① 登録基準に違反登録した場合。

② その他、教育委員会が取り消しの必要ありと認めた場合。

(6) 提出書類

- ① 小千谷市自主スポーツ団体登録申請書（様式1）
- ② 会員名簿（様式2）
- ③ 年間活動計画書（様式3）
- ④ 年間活動報告書（様式4）※年度末に提出

(7) 登録有効期間

登録団体として認定した日から、その年度の3月31日までとする。 ※年度途中申請可能

(8) 全国大会出場団体激励金

- ① 登録をしている団体が、団体の活動として、選考会等を経て市または県を代表して全国大会に出場する際は、小千谷市自主スポーツ団体連絡協議会より激励金を交付する。
- ② 1団体につき5千円とする。但し、複数の大会に出場する場合は、1大会につき5千円とする。
- ③ 交付を受ける団体は、全国大会出場が証明できる要項・記録証等、大会終了後は結果報告書（様式は任意）を協議会長に提出する。
- ④ 交付を受ける団体は、原則として大会前に申請を行う。但し、特別な事情がある場合は、年度内の申請であれば交付する。

(9) 自主スポーツ団体表彰団体表彰祝金

- ① 小千谷市自主スポーツ団体表彰規定により表彰を受けた団体に対し、小千谷市自主スポーツ団体連絡協議会より表彰祝金を交付する。
- ② 1団体につき5千円とする。